

# 山口県中学校体育連盟専門部規程

第1条 山口県中学校体育連盟規約第11条に基づき、本連盟に専門部をおく。

第2条 専門部は、次の各部とする。

陸上競技 水泳競技 体操競技 新体操 相撲 柔道 剣道  
バスケットボール バレーボール ソフトテニス 卓球 軟式野球  
ソフトボール サッカー ハンドボール 弓道 バドミントン  
スキー テニス 研究

- 第3条
- 1 専門部は、委員長、副委員長ならびに委員をもって構成する
  - 2 委員長は、中国各県中学校体育連盟の専門委員長で構成される専門部会に属し、その競技開催運営等に関する連絡調整及び協議をする。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長支障のあるときは、これを代行する。
  - 4 委員は、各支部で選出された各競技の専門委員の代表があたる。
  - 5 山口県中学校体育連盟が主催する大会の各競技部長は、原則として競技の開催される市町の支部で選出する。

第4条 各専門部は、本連盟の目的達成のため、次のような活動をする。

- 1 会長諮問事項についての調査・研究。
- 2 本連盟主催の各大会の開催・運営に関する事項の連絡・調整。
- 3 各支部内の専門部を統轄し、各関係競技団体ならびに諸機関との連絡・調整にあたる。

第5条 任期は1か年とし、再任は妨げない。また、補欠により就任した者は、前任者の在任期間とする。

- 第6条
- 1 会議は、部会の必要を生じたときに会長が招集する。但し年1回程度にとどめる。
  - 2 本会で決議された事項は、次の総会で承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は、総務部会で決定し、その後総会の了解を得るものとする。

第7条 この会の会議費は、原則として本連盟が支弁するものとする。

第8条 前第3条及び第4条を達成できるだけの組織を有し、相応の準備期間を置いた後、総会での承認が得られた場合は、専門部の新設ができる。

第9条 県内大会の開催が円滑に行えるだけの組織維持ができなくなった専門部は、休・廃止とする。

附 則 この規程は、昭和 58 年 4 月 18 日これを制定、実施する。  
この規程は、平成 8 年 4 月 23 日これを改正、実施する。  
この規程は、平成 15 年 4 月 22 日これを改正、実施する。  
この規程は、平成 17 年 4 月 26 日これを改正、実施する。  
この規程は、平成 26 年 4 月 24 日これを改正、実施する。  
この規程は、平成 29 年 4 月 25 日これを改正、実施する。